

あなたも

認定農業者

になろう!

○担い手として、認定農業者が求められています

新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農業の持続的な発展のために、地域における担い手の明確化と、さらに、これらの者を対象に、施策を集中的・重点的に実施すると述べています。

① 認定農業者制度とは？

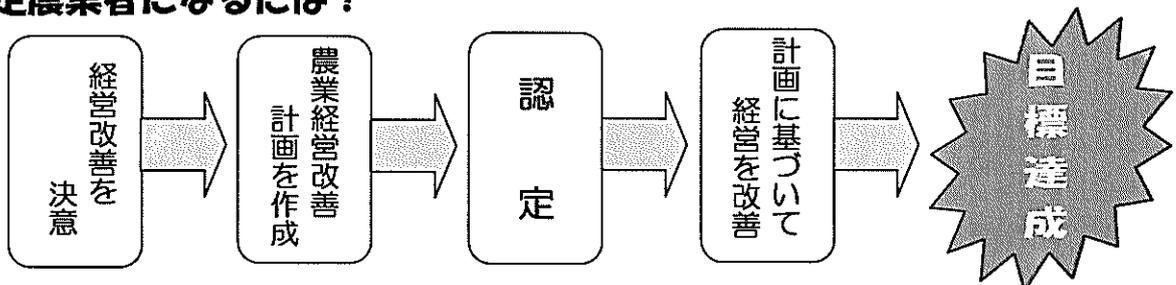
農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を愛別町が認定し、その計画達成に向けた取り組みを関係機関・団体が支援するしくみです。

「**農業経営改善計画**」の認定を受けた農業者を、「**認定農業者**」と言います。

② 認定の対象

- ★ 年齢の定めは特にありません
- ★ 個人（男女問わず）及び法人
- ★ 新規就農をめざす、非農家や兼業農家も対象
- ★ 農地を持たない畜産や施設園芸なども対象
- ★ 共同経営を行う夫婦なども対象（家族経営協定などの取りきめが必要）

③ 認定農業者になるには？



自らの経営の現状を点検し、5年後の経営目標と達成に向けた方策を具体的に計画書に書き込み、**農業振興センター（役場産業振興課内）**に提出します。

経営についての相談は、**JA融資相談課**へ（TEL 6-5311）

農業経営改善計画の内容

- ・ **経営規模、作付内容**（例：もっと大きな農業がしたい）
- ・ **生産方法の合理化**（例：生産のムダを省きたい）
- ・ **経営管理の合理化**（例：複式簿記で管理したい）
- ・ **農業従事態様の改善**（例：農繁期にパートを入れたい）

経営規模や所得、労働時間等を数字で具体的に表します。

④ 認定の基準

『農業経営改善計画』が、

- ① 愛別町の基本構想に照らして適切であること

・年間所得水準	概ね 420万円
・年間労働時間水準	概ね 2,000時間
- ② 達成可能な計画であること
- ③ 農用地の効率的・総合的利用に配慮したものであること
- ④ 生産調整実施者であること



を満たしていることが必要です。

⑤ 認定農業者に対する支援

ア 経営改善に向けた支援	「担い手育成総合支援協議会」が経営相談・指導等
イ 低利の政策資金の融通	スーパーL資金（農地や施設投資等のための長期資金）
ウ 税制の特例	機械、施設等の減価償却費を割増計上（20%増）
エ 農用地の利用集積の促進	農業委員会が利用調整活動を行い、利用集積を促進
オ 農業生産基盤、機械施設の整備	機械のリース、施設の整備等に対して支援
カ 担い手経営安定対策	稲得に上乘せして、基準収入の差額9割の範囲内で補填
キ 農業者年金	通常保険料を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額を助成
ク 麦・大豆品質向上対策	等級に応じて クリア率×13,000円/10aの助成
ケ 耕畜連携対策	団地化、資源循環等の取組に対して 13,000円/10aの助成

⑥ 認定農業者の今後

★平成19年～新たな経営安定対策（品目横断的経営安定対策等）による支援

- * 麦・大豆の過去の実績（H16～18）に基づく助成
- * 麦・大豆の毎年の生産量、品質に基づく助成
- * 麦・大豆・米の基準収入との差額の9割を助成（加入要件あり）

↑ 上記の助成を受けるには、面積や所得の要件があります。

A：認定農業者の場合の要件（次のいずれか）

- * 10ha以上（ただし、中山間である愛別町の特例としては6.4ha）
- * 所得確保の特例
（農業所得が基本構想420万円の半分を越え、麦・大豆の収入、所得、経営規模のいずれかが概ね1/3以上）

B：集落営農の場合の要件（すべて）

- * 農用地の利用集積目標
- * 規約の作成
- * 経理の一元化
- * 主たる従事者の所得目標
- * 法人化計画の作成（5年以内に法人化）
- * 20ha以上（ただし、中山間である愛別町の特例としては10ha）
- * 地域の生産調整面積の過半を受託している組織については面積規模を緩和
- ★ 愛別町の場合（H18の場合）
20ha×生産調整率34.47%×5/8=4.3ha（ただし、下限は4ha）

～お問い合わせ・申請先～

あいべつ農業振興センター

（役場産業振興課内）

Tel 6-5111（内線）221・222 /Fax 6-5110

これからの
愛別町の農業は
「認定農業者」が
主役です!!